

貿易手続デジタル化に向けた 経産省の取り組み

貿易手続デジタル化促進セミナー

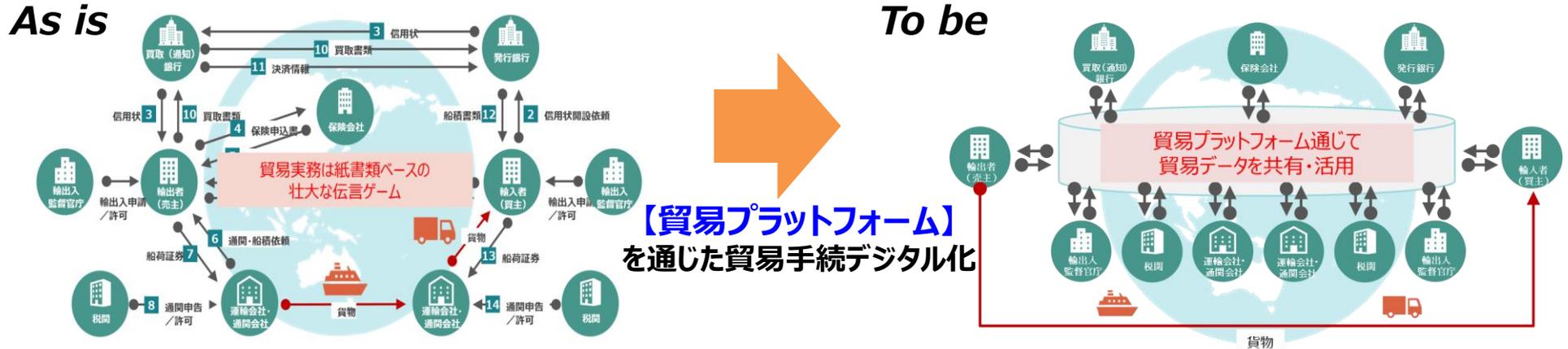
2024年6月14日（金）

経済産業省

貿易経済協力局 貿易振興課

高効率でレジリエントなサプライチェーン構築に向けた貿易手続デジタル化

- 紙書類・手作業中心の貿易手続をデジタル化しデータ蓄積することで、高効率でレジリエントなサプライチェーンを構築し、日本の産業競争力向上を目指す。



金銭・時間的コスト

コスト大

- 書類作成、提出、審査に多くの工数や時間が生じる
- 同じ情報の転記作業や、転記ミスへの対応が発生
- 書類到着の遅れ・紛失等に伴う対応が発生

コスト小 (輸出関連手続コストが約5割低減する効果)

- 煩雑で大量の書類作成・管理にかかるコスト削減
 - 書類到着の遅れによる貨物保管延滞リスクの回避
- 中堅・中小企業の輸出促進にも寄与

有事におけるサプライチェーン耐性

低耐性

- 輸送貨物の最新状況の把握が困難のため、関係各所に個別照会
- 代替の輸送ルート確保が必要な際、リサーチ手法が人海戦術
- 船の運航スケジュールや港湾での貨物滞留の予測が困難

高耐性

- 本船動静や通関状況、グローバル規模での在庫状況等を リアルタイム把握
- 代替の輸送ルートの調査・確保の効率化
- サプライチェーンの可視化による choke point の分析を通じた変化著しい 経済安保への効率的な対応

(参考) 政策文書における記載

＜経済財政運営と改革の基本方針2023＞（令和5年6月16日閣議決定）

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

＜中略＞

（対外経済連携の促進）

また、ワンヘルス・アプローチ205を推進するとともに、薬剤耐性対策において、市場インセンティブによる治療薬の確保等の国内対策や国際連携・産学官連携による研究開発を推進する。**貿易手続を含むデジタル化**、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環・水防災、女性等の分野でも取組を進める。

＜中略＞

＜新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2023改訂版＞（令和5年6月16日閣議決定）

IV. GX・DX等への投資

1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み

(3) 横断的環境整備

①イノベーション環境・インフラの整備

＜中略＞

また、企業立地に向けた土地利用・インフラ制約の解消のため、重要産業に係る工業用水等の産業インフラ整備、土地利用調整の円滑化等による産業用地の整備等を進める。あわせて、**貿易手続電子化によるサプライチェーンの効率化・強靱化を進める。**

(参考) 国際会議の成果文書・共同声明等における記載

G20貿易・投資大臣会合「成果文書および議長総括」抜粋（2023年8月）

High level principles for digitalization of trade related documents

26. We believe that widespread adoption of paperless trade will drive productivity gains and economic growth by reducing trade costs and lowering barriers to entry for MSMEs, including women-owned or women-led MSMEs. Recognition of electronic trade documents as equivalent to their paper counterparts will support such a transition. We thus endorse non-binding, 'High Level Principles on Digitalization of Trade Documents' (Annex C). We, as G20 members, will make efforts to implement them and encourage other countries to consider these principles.

APEC閣僚会議「閣僚共同声明」抜粋（2023年11月）

12. The digital economy facilitates sustainable, inclusive, and innovative growth, and we reaffirm our commitment to achieving an enabling, inclusive, open, fair, and non-discriminatory digital and innovation environment. We commend the APEC Digital Month held in Seattle and note initiatives to advance the digital economy, including through stakeholder engagement and discussions on artificial intelligence. We reaffirm our commitment to accelerating the implementation of the APEC Internet and Digital Economy Roadmap, and encourage economies to intensify efforts to accelerate digital transformation and interoperability, strengthen capacity building, promote digitalization of trade procedures through developing and implementing paperless trade facilitation measures, and enhance digital literacy and skills to build workforce capacity in the digital age. We look forward to promoting sustainable, clean, and low carbon

日ASEAN友好50周年特別首脳会議「共同ビジョンステートメント実施計画」抜粋（2023年12月）

- 2.9.8 Promote trade digitalisation through expanding the utilisation of digital trade platforms, and promoting data linkage based on international standards;

貿易手続デジタル化の課題と施策

課題

① 貿易PFと接続するユーザー拡大

- ✓ ユーザーからは、初期導入コストがかかることや、効果が出るまでに時間を要するため、導入に踏み切りにくいとの声。
- ✓ 貿易PFに接続するユーザーが一定数を超えないと効果が実感しにくい。

② 貿易分野データ連携の実現・拡大

- ✓ 貿易データの項目が各国・企業でバラバラだと、貿易PF間のデータ連携が困難。

③ 貿易相手国との連携

- ✓ ASEANをはじめとした各国と貿易手続デジタル化の推進に向けて、その重要性を日本と貿易相手国間で確認し、貿易PF間連携や貿易データ連携を後押しすることが重要。

施策の方向性

① 貿易PFの国内外の接続先拡大

- 貿易に携わる事業者間で貿易DXの意義や課題を検討し、貿易PFのネットワーク効果を高めていく。
【貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会の開催】
- ①貿易PFとユーザー間、②貿易PF間、の相互接続に必要なシステム構築費用の一部補助**【令和6年度予算額 5.9億円】**

② 国際標準に準拠した貿易分野データ連携の推進

- 国際標準機関（UN/CEFACT*等）に対し、日本企業からのデータ項目追加要望（例：工場出荷日等）を反映するよう働きかけ。
- 国際標準を踏まえた日本企業向けガイドラインの策定・普及推進。

③ ASEAN諸国と日本との間での連携の推進

- ASEAN全体における貿易手続デジタル化の推進に向けた**ロードマップの制定・公表**。

貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業

令和6年度予算額 5.9億円（新規）

事業の内容

事業目的

貿易手続は紙書類・手作業中心のアナログ手段で行われ、膨大な書類が発生している等、非効率な状況が続いている。本事業は、貿易手続の効率化に貢献する貿易プラットフォーム（PF）の利用拡大を促進し、貿易手続をデジタル化しデータ蓄積することで、レジリエントで高効率なサプライチェーンを構築し、日本の輸出力強化、立地競争力向上に資することを目的とする。

事業概要

本事業では、貿易PFの利用拡大と国際標準規格の実装・普及を目的に以下の4つの取組を行う。

（1）貿易PFと利用企業社内システムとの連携構築補助

国内の貿易PF利用企業の社内システムと外部貿易PFとのシステム連携にかかる費用を補助する。

（2）国内企業の貿易PFの活用による貿易手続デジタル化実証補助

国内企業の貿易PF活用による貿易手続デジタル化・貿易コスト削減の効果検証にかかる費用を補助する。

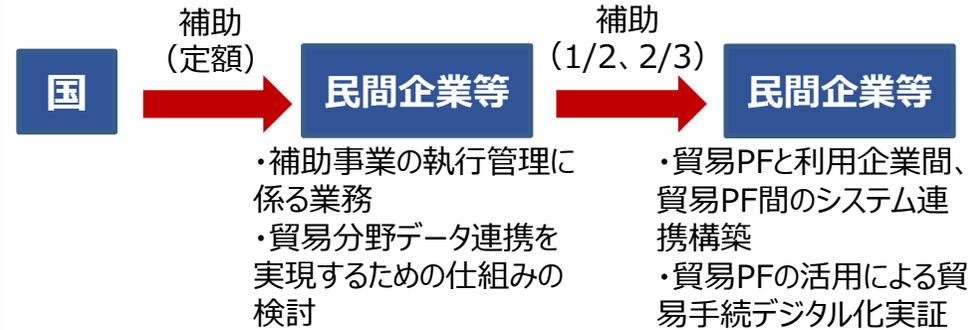
（3）貿易PF間の連携構築補助

国内の貿易PF事業者による他の貿易PFとのシステム連携にかかる費用を補助する。

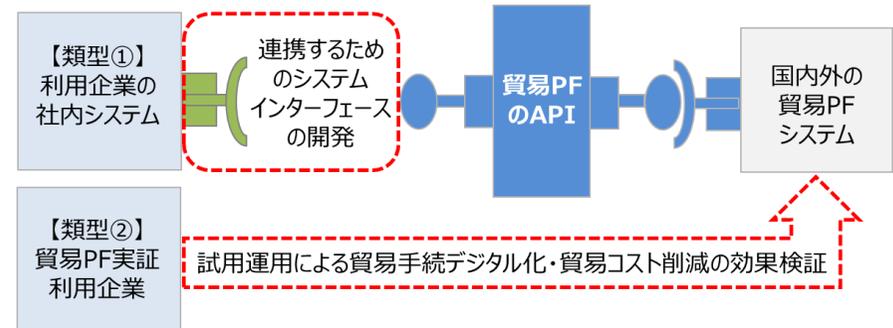
（4）国際標準に準拠した貿易分野データ連携の促進

貿易実務の実情に即した国際標準の普及や、それに基づく貿易分野データ連携を実現するための仕組みの検討・具体化に取り組む。

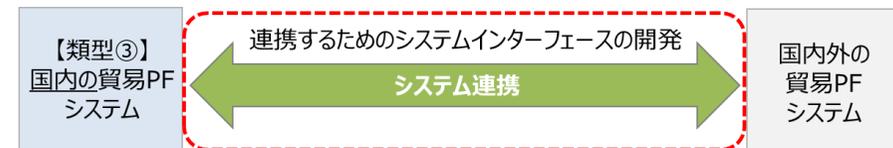
事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



【類型①】貿易PFと利用企業社内システム連携、
【類型②】貿易PF実証利用イメージ



【類型③】貿易PF間連携イメージ



「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」の開催

- 貿易手続の効率化・コスト削減や、サプライチェーンの強靱化に繋がる貿易DXの重要性が高まっている。しかし、貿易プラットフォームを利用して貿易手続のデジタル化を行う企業が増加しなければ、導入効果を十分に得ることは困難である。
- そこで、貿易PF導入の事例や貿易DXの最新状況等を共有するとともに、**貿易DX推進の重要性と課題を把握すること**を通じて、貿易PFの利活用の推進を図ることを目的として、各業界を代表する製造業の経営層にご参加いただき**「貿易PFの利活用推進に向けた検討会」を開催。**

貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会

第一回 11月20日（月） 14：00～15：30

- ✓ 貿易PF提供事業者による取組状況の紹介、貿易PF利用企業が貿易PF提供事業者に期待すること 等

第二回 12月14日（木） 17：00～18：30

- ✓ 国交省サイバーポート紹介、参加企業の貿易DXに向けた取組状況・課題の共有、政府施策への要望 等

第三回 3月22日（金） 13：30～15：00

- ✓ 中間報告とりまとめ、ディスカッション



- 荷主企業、貿易PF事業者、国で対応していくべき事項を整理した中間報告書を公表し、令和6年7月までに**各省庁毎のアクションプランを作成することを関係省庁と合意**

「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」中間とりまとめ概要

- 貿易手続において必要される貿易文書は各貿易取引の内容によって複雑で多岐に渡るため、**未だに法令上、及び商慣習上も、紙でのみ有効な文書や受理可能な手続が残っている。**
- 貿易プラットフォーム（PF）は接続するユーザーが一定数を越えないと効用実感が乏しく、**貿易PFのユーザー拡大が喫緊の課題。**荷主企業からは、**貿易PF導入にかかるコスト軽減、貿易PF間連携**等を望む声あり。
- 貿易手続は商流・物流・金流に幅広く跨がり、**関係省庁も多様**であるため、**共通目標・アクションプランを策定。ピアレビュー形式で進捗を管理**し、着実に貿易手続のデジタル化を進めていく。

貿易DX推進に向け各プレイヤーに求められる対応

- 貿易PFを活用した実証による効果測定、先進事例の創出
- 貿易手続にかかるデータの積極的な活用
- 社内や取引先相手への貿易手続デジタル化の重要性の認知度向上、人材育成
- デジタル対応可能な行政手続の積極的な活用
- 社内横断的に貿易手続のデジタル化に取り組む体制の検討

貿易PF提供事業者

- ユーザーが導入しやすいサービス仕様の設計
- 貿易PF提供事業者間の連携
- 物流事業者との連携による貨物のトラッキング精度等物流機能の向上
- 金融機関、商工会議所との連携による貿易決済や保険付保のデジタル化機能の提供
- 貿易PFに関する業界団体の立ち上げ検討
- 上記の取り組みを通じたユーザーの拡大

令和10年度目標：貿易PFの利用によりデジタル化された貿易取引の割合 10%（年間約3,000億円のコスト削減効果）

- 紙で扱われている一部の貿易文書・手続のデジタル化
（必要な対応例）・電子船荷証券の法制度の整備【法務省】
・港湾手続のデジタル化推進【国交省】
・その他デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進【経産省及び関係省庁】
- 貿易PFの導入支援・促進
（必要な対応例）・荷主企業・フォワーダーの社内システムと貿易PFの接続支援、貿易PF間の連携【経産省】
・貿易PFを活用した場合の輸出入に関わる一連の行政機関への手続等の効率化の検討【関係省庁】等

(参考) 貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会：掲載ページ

[ホーム](#) ▶ [審議会・研究会](#) ▶ [対外経済](#) ▶ [貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会](#)

貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会

▶ [2024年3月29日 中間報告書](#)

▶ [2024年3月22日 第3回](#)

▶ [2023年12月14日 第2回](#)

▶ [2023年11月20日 第1回](#)

お問合せ先

貿易経済協力局 貿易振興課

電話：03-3501-1511（内線：3155～3158）

【掲載リンク】

https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/index.html